

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度元町排水樋管外操作管理委託
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 内田 豪士 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	令和 8年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	綾町長
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥83,929-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

## 水 閘 門 等 操 作 管 理 委 託 契 約 書

- 1 操作委託の名称 令和8年度元町排水樋管外操作管理委託
- 2 所在地 別表のとおり
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
暫定予算期間中の本契約の委託期間は令和8年4月1日から令和8年4月11日  
までとする。ただし、本予算成立後は、令和9年3月31日までとする。
- 4 委託金額 ￥2,784,948.-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥250,190.-)  
ただし、委託金額は令和8年4月1日から令和8年4月11日までの分  
￥83,929.-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥7,539.-)

上記操作管理委託について、委託者分任支出負担行為担当官九州地方整備局宮崎河川  
国道事務所長 内田豪士 を甲とし、受託者綾町長 松本俊二 を乙とし、元町排水樋管  
外(以下「水閘門等」という。)の操作等について、水閘門等操作要領(以下「操作要領」  
という。)及び水閘門等点検整備要領(以下「点検整備要領」という。)を付して、次の  
とおり契約を締結する。

### (契約の目的)

- 第1条 この操作管理委託業務は、内水排除のため、または本庄川及び綾北川の洪水の支  
派川への逆流を防止、又は支派川の水位を下げるため、水閘門等の操作を円滑に行い、  
もって災害の発生を防止することを目的とし、次の各号の操作業務を行うものとする。
- 一 操作及び点検、整備等(堆積土砂及び塵芥除去、除草や清掃等含む)
  - 二 操作及び点検、整備等を行ったときの記録、報告
  - 三 操作に必要な器具及び材料の保管

### (操作等の基準)

第2条 乙は、水閘門等の操作等を操作要領及び点検整備要領により行う。

### (操作員及び操作代理人)

- 第3条 乙は、水閘門等の操作を的確に行うため、操作員及び操作代理人(以下「操作  
員等」という。)を定め、別紙1により甲へ提出するものとする。
- 2 甲は、前項の操作員等が、業務の履行上著しく不相当と認められるときは、乙に対し  
て、その理由を明示した書面により必要な措置をとることを求めることができる。

### (費用の負担)

第4条 水閘門等の維持、修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(報告等の義務)

第5条 乙は、水閘門等に損傷がある場合、又は損傷発生の恐れがある場合、さらには第三者に事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、洪水時に水閘門等进行操作したときは、当該洪水終了後、速やかに経過を甲に報告しなければならない。

3 乙は、操作要領及び点検整備要領に基づく記録簿を作成し、1ヶ月分を取りまとめ翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(委託費)

第6条 甲は、水閘門等の操作に必要な次の各号に定める経費を委託費として乙に支払うものとする。

- 一 管理経費（施設の点検、整備等に必要な人件費）
- 二 諸材料費（点検、整備等の操作に必要な油脂類、消耗品等）
- 三 雑費（操作員の講習経費、労災保険料）

第7条 乙は、洪水時に水閘門等の実操作を行ったときは、甲に対してその手当を請求するものとする。

(油脂の支給)

第8条 甲は、この契約を履行するために必要な油脂（洪水時操作に必要な主燃料及び潤滑油）を、乙の立会のうえ無償で支給するものとする。

2 乙は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙の故意又は重大な過失により、乙が支給材料を滅失したときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託期間の完了によって不要となった支給材料を甲に返還しなければならない。

(委託費の支払)

第9条 甲は、各四半期経過後又は委託期間終了時に、乙の発行する納入告知書又は請求書に従い委託費を支払うものとする。

2 甲は、前項の納入告知書又は請求書を受理したときは、30日以内に支払わなければならない。

(精算報告書の提出)

第10条 乙は、当該委託料の精算に当たっては、当該委託にかかる支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類に基づく支払実績額を精算報告書に記載するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。



2字挿入

(損害賠償)

第12条 業務の実施によって生じた損害は甲が負担する。但し、その損害が乙の故意又は重大な過失により生じたものについては、甲は乙にその損害の一部又は全額を請求することができる。なお、乙は甲と協議のうえ、操作員等に対する労災保険等の契約を行うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙に不正または不誠実な行為、その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、水閘門等の廃止等によって、この契約を継続することが不可能又は不必要となった場合には、その旨を乙に申し出て、この契約を解除することができる。

3 乙が定めた操作員等が疾病、その他の理由によりこの契約を継続することが困難であるときは、その旨を甲に申し出て、甲が承認した場合は、この契約を解除することができる。

(委託業務の内容の変更)

第14条 甲は、別紙2に定める点検、整備、講習経費に増減が生じた場合、その他必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。

この場合において、委託期間又は委託金額の変更につながる変更を行う必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第15条 この契約について疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項、若しくはこの契約によることができない事由が発生した場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 住所 宮崎市大工2丁目39番地  
分任支出負担行為担当官九州地方整備局

宮崎河川国道事務所長 内田 豪士



乙 住所 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地

綾町

綾町長 松本 俊



別紙2

○委託契約事項

作業別	点検整備			講習経費	労災等保険料
	出水期	非出水期	計		
樋門・樋管	10回	7回	17回	1式	1式

点検整備回数について

出水期： 6月～10月までは、2回/月実施する。

非出水期： 4月、5月、11月～3月までは1回/月実施する。

## (案-2)

## 別表

番号	施設名	所在地	河川名	左右	距離
1	元町排水樋管	綾町大字入野	本庄川	左	11 k 744
2	元町樋管	綾町大字南俣	本庄川	左	12 k 610
3	三本松樋管	綾町大字南俣	本庄川	右	13 k 620
4	元蔵樋管	綾町大字南俣	本庄川	左	14 k 270
5	中川原樋管	綾町大字南俣	本庄川	左	14 k 700
6	宮ノ谷排水樋管	綾町大字南俣	本庄川	右	14 k 840
7	上畑排水樋管	綾町大字入野	本庄川	右	16 k 775
8	綾北第2樋管	綾町大字北俣	綾北川	右	12 k 850
9	綾北第1樋管	綾町大字北俣	綾北川	右	15 k 450



